

大阪府告示第1744号

平成28年大阪府告示第768号（地方税法又は大阪府税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長）の別に告示で定める期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が平成28年4月14日から同年11月29日までの間に到来する大阪府税条例（昭和25年大阪府条例第75号。以下「条例」という。）第18条第1項第3号及び第4号の規定により課する法人の府民税、同項第5号の規定により課する利子割、同項第6号の規定により課する配当割、同項第7号の規定により課する株式等譲渡所得割、条例第38条第1項の規定により課する法人の事業税、条例第41条の16の規定により課する地方消費税並びに条例第43条及び大阪府税条例等の一部を改正する条例（平成27年大阪府条例第67号）附則第14項の規定により課する府たばこ税に係るものについて、同月30日とする。

平成28年10月24日

大阪府知事 松井 一郎

都道府県名	地域
熊本県	八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長州町、玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、上益城郡嘉島町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、天草郡苓北町